

## 役員等選任規程

(総則)

第1条 本会の役員、支部役員および代議員（以下「役員等」という）の選任については、定款および細則に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第2条 役員等は正会員の中から選出する。

(理事の定数)

第3条 理事の定数は理事会で決定する。

(役員候補者の選考)

第4条 役員候補者の選考は次の手続きによる。

- (1) 支部担当理事を除く役員候補者の推薦を理事会構成員および代議員から受け付ける。
- (2) 理事会の下に会長、副会長、総務担当理事、会計担当理事、支部担当理事よりなる役員候補者選考委員会を設け、被推薦者の中から定数内の役員候補者を選考し、結果を理事会に報告する。
- (3) 役員候補者選考委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する
- (4) 支部担当理事候補者は(4)によらず支部規定第8条に規定する支部長として選出された者をもって候補者とし、結果を理事会に報告する。
- (5) 理事会の承認をもって役員候補者を決定する。

(役員の選任)

第5条 理事及び監事は、社員総会の決議によって役員候補者から選任する。

2. 会長、副会長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

(代議員の定数)

第6条 代議員の定数は就任年度前年8月末日現在の支部所属個人会員数をもとにして、概ね正会員の1/30の数とする。

(代議員候補者の推薦と立候補)

- 第7条 各支部の代議員会は、支部所属正会員数の概ね1/30の数の代議員候補者を推薦することができる。
2. 正会員は代議員選挙に立候補することができる。
  3. 代議員選挙に立候補する場合は、5名以上の正会員からなる推薦人名簿を添えて学会事務局に届け出る。
  4. 正会員が複数の代議員選挙立候補者を推薦することは出来ない。

(代議員選挙の方法)

第8条 代議員の選挙は、別に定める選挙管理委員会の管理の元、毎年1月に正会員の直接無記名投票によって行なう。

2. 代議員選挙の実施は別に定める代議員選出規程内規に従う。
3. 開票は選挙管理委員会が行い、その結果を総会に報告する。
4. 選挙管理委員会の委員長、委員はシニア会員から選出する。
5. 支部推薦候補者と立候補者の合計の届出者数が定数を超えた場合、投票を行わず全員を無投票当選とする。
6. 当選者は有効得票数の多い順に決定する。
7. 得票数同数の候補者が当落線上で複数となった場合は、当該候補者の抽選により当選者を決定する。

(支部長の選出)

第9条 支部長は翌年度の代議員候補者を選出する支部代議員会議において選出する。

(幹事の選任)

第10条 幹事は支部長が選任する。

(附 則)

第11条 本規程の改廃は理事会の決議による。

以上

(平成23年6月11日理事会承認)

(平成23年9月19日理事会承認)

## 代議員選出規程内規

(投票の方法)

第1条 代議員の選挙は正会員による電子投票制度によっておこなう。

(投票の形式)

第2条 投票の形式は次の通りとする。

1. 投票画面は候補者の一覧表とそれぞれの候補者を選択するための投票欄より構成する。
2. 支部推薦候補者の投票欄には、推薦候補者を一括して選択できる一括投票欄を設けることができる。
3. 投票は、候補者ごとの投票欄あるいは一括投票欄に代議員定員数の印を記入す

ることで行う。

4. 代議員定数を超えて印が記入された場合、その票は無効とする。

#### 附則

第1条の電子投票制度のWEB環境が、平成24年度の代議員選挙に間に合わない場合は、第2条の投票の形式に従った紙の投票用紙を用いるものとする。

以上

(平成23年6月11日理事会承認)

(平成23年9月19日理事会承認)

## 選挙管理委員会規程内規

第1条 代議員選挙に関する事務は、以下に定める選挙管理委員会が管理する。

第2条 選挙管理委員会は、委員3人をもつて組織する。

第3条 委員は、触媒学会シニア会員の中から会長が任命する。

第4条 会長は委員が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その委員を罷免するものとする。

1. 触媒学会会員の資格を有しなくなった場合
2. 心身の故障のため、職務を執行することができない場合
3. 職務上の義務に違反し、その他委員たるに適しない非行があった場合
4. 委員が推薦または立候補により代議員選挙の候補者となった場合

第5条 第4条により委員に欠員が生じた場合は、新たな委員を会長が任命する。

第6条 委員の任期は、3年とする。

第7条 委員長は、委員の中から互選する。

第8条 選挙管理会の議事は委員の過半数で決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

第9条 選挙管理会の庶務は、事務局において行う。

第10条 前各項に定めるものの外、選挙管理委員会の運営に関し必要な事項は、選挙管理委員会が定める。

(平成23年6月11日理事会承認)